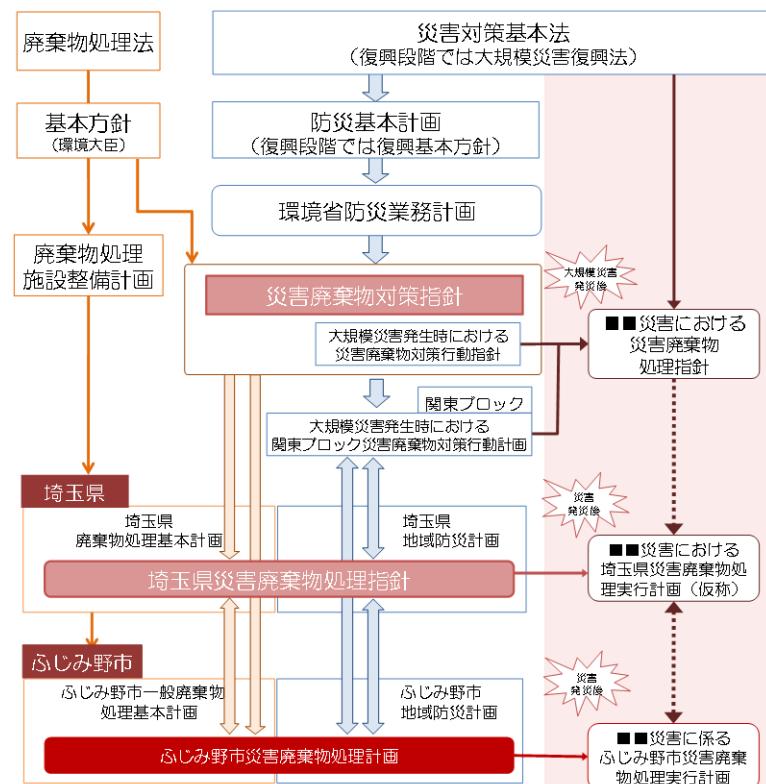


1 計画策定の背景・目的

- 近年、自然災害が頻発・激化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況であり、ふじみ野市においても広い地域が強い揺れに襲われたり、浸水することが予測されています。
- このような災害で発生する廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれ大きいこと等とともに、感染症発生等の二次被害を発生させるおそれもあります。災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の確保のために非常に重要です。
- 埼玉県においても、大量の災害廃棄物を適切に処理することを目的として「埼玉県災害廃棄物処理指針」を平成29年3月に策定し、災害廃棄物対策に係る取組を推進しています。
- 以上のことからふじみ野市では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、早期の復旧・復興を目的として、「ふじみ野市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 本計画の位置付けと災害発生後の動き

- 本計画の位置付けは以下のとおりです。
- 本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）に基づき、「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成29年3月、埼玉県）、「ふじみ野市地域防災計画」（令和5年3月、ふじみ野市）等との関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法と示すものです。
- 災害発生時においては、本計画に基づき初動対応を実施します。その後、実際の災害規模・被害状況・災害廃棄物発生量の見込等を勘案し、災害廃棄物を処理するために必要となる具体的事項を定めた「〇〇災害に係る〇〇災害廃棄物処理実行計画」を策定します。



3 計画で想定する災害と被害の様相

- **本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とします。**
- 災害廃棄物量については、本市の防災計画において東日本大震災の被害情報が掲載されていることから、当該情報を地震災害の数値データとして使用し、災害廃棄物の発生量を試算すると7万トン程度と推計されています。

災害廃棄物の種類（例）

▼可燃物・可燃混合物  
繊維類・プラスチック類など



▼不燃物・不燃系混合物  
陶器・ガラス・瓦など



▼木くず  
家の柱・木製家具など



▼コンクリートからなど  
コンクリート片やブロック



▼廃家電など  
リサイクル家電・小型家電など



▼金属くず  
鉄くず・スチール家具など



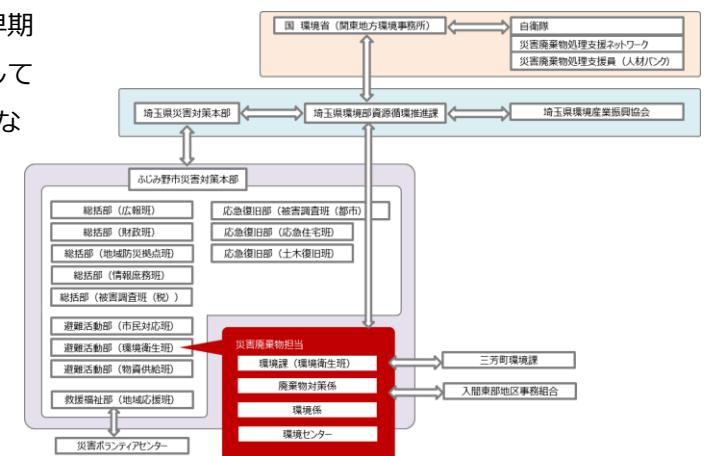
4 災害廃棄物処理の基本方針

- 災害時においても、廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、生活環境の保全・公衆衛生を確保するため、以下の方針を踏まえ、具体的な取組を進めていきます。

<p><b>①適正かつ迅速な処理</b></p> <p>市民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行います。</p>	<p><b>⑤安全作業の確保</b></p> <p>住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入・搬出作業において、安全確保を徹底します。</p>
<p><b>②リサイクルの推進</b></p> <p>徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。</p>	<p><b>⑥経済性に配慮した処理</b></p> <p>公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択します。</p>
<p><b>③環境に配慮した処理</b></p> <p>災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を推進します。</p>	<p><b>⑦関係機関や住民、事業者、ボランティアとの協力・連携</b></p> <p>早期の復旧・復興を図るため、関係行政機関・民間事業者等と協力・連携するとともに、住民・事業者・ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。</p>
<p><b>④衛生的な処理</b></p> <p>生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とします。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進めます。</p>	

5 組織体制

- 発災後は、右に示す組織体制を早期に確立し、庁内関係各課と連携して災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。



災害時における組織体制（案）

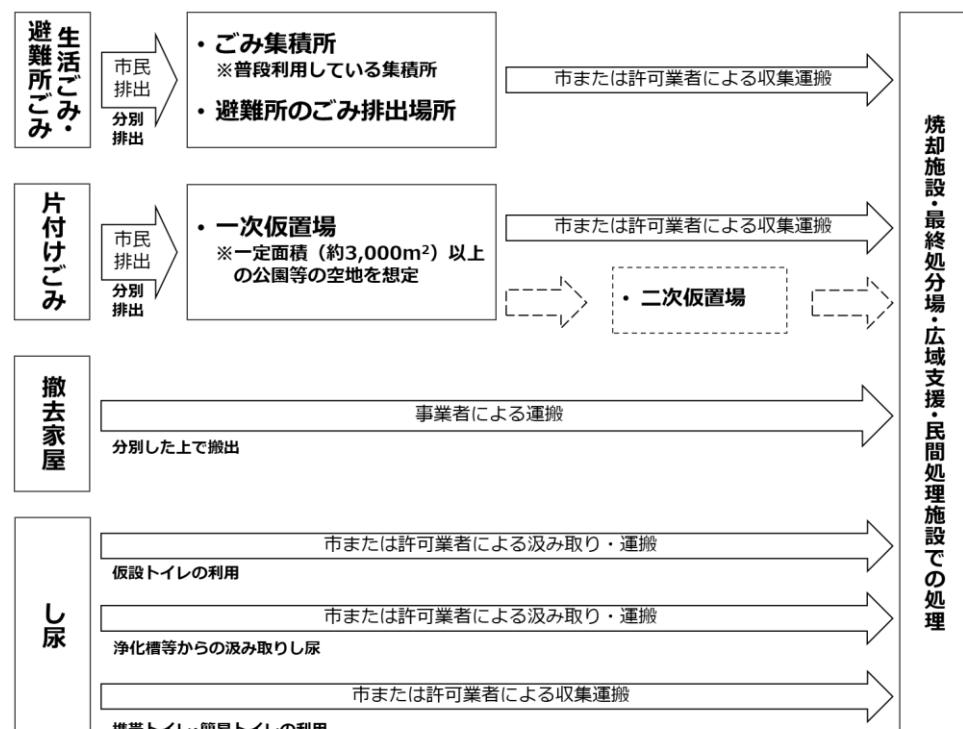
## 6 各主体との協力

- 災害廃棄物処理に関係する各主体とも以下に示す協力・連携体制を確立します。

主体	主な役割
県内市町村	● 近隣市町村などと連携し主体的に災害廃棄物の収集・運搬を実施
一部事務組合	● 生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の施設で受入等
埼玉県	● 災害廃棄物処理に関する技術的な指導・助言、県内市町村間連携のための調整。 ● 他都道府県への広域処理の要請
国（環境省）	● 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等による技術的な指導・助言 ● 広域処理に関する調整
事業者	● 災害廃棄物処理に係る必要資機材や重機オペレーター等の支援 ● 業務委託による災害廃棄物等の収集運搬・処理支援
ボランティア	● 社会福祉協議会と連携し、被災家屋の後片付け等の被災者支援

## 7 処理の流れ

- 生活ごみは、平時と同様、普段利用している“ごみ集積所”を利用して収集運搬・処理を行います。
- 片付けごみは、“ごみ集積所”には排出せず、発災後に設置する“一次仮置場”に分別排出し、収集許可業者による収集運搬を行い、ふじみ野市三芳町環境センター・民間処理施設等で適切に処理を行います。
- 撤去家屋等は分別した上で本市が設置する一次仮置場に搬出し、処理施設等で適切に処理を行います。
- し尿は携帯トイレや仮設トイレ等により対応し、し尿処理施設等へ運搬し処理を行います。



災害時に発生する廃棄物の処理の流れ

### 仮置場等の種類

<b>一次仮置場</b>	市民が直接持込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設（又は二次仮置場）まで搬出するまでの間、保管するため市が設置する仮置場。
<b>二次仮置場</b>	一次仮置場の災害廃棄物を、再度分別した後、破砕又は焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場。仮設の破砕処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもあります。

## 8 対応スケジュールの概要（参考）

- 処理期間については、大規模災害の際は災害発生から概ね3年以内の処理完了を目標としますが、可能な限り早期の処理完了に努めるなど、災害規模・内容に応じて適切に設定します。

発災後の時期区分	時期の目安	時期の特徴と市の主な対応項目
<b>初動期</b>	発災 ～3日後程度	<u>人命救助が優先される時期</u> 体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う時期 【対応項目】 ● 組織体制・指揮命令系統の確立、被害状況の確認 ● 収集運搬・処理体制の構築、収集計画の周知
	<b>応急対応期（前半）</b>	発災数日 ～3週間程度
<b>応急対応機（後半）</b>		発災数週間 ～3ヶ月程度
	<b>復旧・復興期</b>	発災数ヶ月 ～3年程度

## 9 平時の取組

- 発災後、廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、本市では、庁内連携の強化・各主体との協力・連携体制の構築、職員の災害対応力向上等をはじめ、平時より以下の取組を推進していく必要があります。

### 平時の主な取組

取組	概要
市民・事業者への周知・広報	● 災害時の廃棄物処理に関して、平時より市民・事業者に様々な手段で周知・広報を進めていきます
各主体との協力・連携体制の構築	● 国や県が開催する協議会・研修会等に参加し、平時より関係行政機関との協力・連携体制を確立します ● また、協定締結事業者等と定期的に情報共有・情報交換を行い、民間事業者とも顔の見える関係を構築します
職員の教育訓練の実施	● 研修・セミナー等に定期的に参加し、職員の災害対応力向上・知識醸成に努め、災害廃棄物処理対応に係る知識・ノウハウを蓄積・継承していきます
本計画の適宜の見直し	● 災害廃棄物処理の教訓・課題・対策事例等の情報収集や教育訓練等を通じて、適宜、本計画の改善を図っていきます ● 発災後、速やかに仮置場等を設置・開設できるよう、平時より庁内連携を図り、仮置場候補地の選定に向けて精査します